

第9回栃木県学童少年少女駅伝競走那須塩原大会 大会要項

1 目的

小学校及び義務教育学校前期課程の児童が、陸上競技の基本を学び、多くの仲間とのふれあいを通じて交流し、たすきリレーで培われるチームワークづくりと駅伝競走の楽しさを見つけ、健康な児童の育成と陸上競技の競技振興を図ることを目的とする。

2 主催

(一財) 栃木陸上競技協会 那須塩原市教育委員会
特定非営利活動法人那須塩原市スポーツ協会

3 主管

那須陸上競技協会

4 後援

下野新聞社

5 協賛

グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社那須工場

6 協力

那須野が原公園 那須塩原市陸上競技協会 那須塩原市スポーツボランティア
那須塩原市サイクリング協会 ブラーゼンサイクリング倶楽部

7 日程

令和8年11月28日(土) ※小雨決行

受付時間	午前8時30分～午前9時00分	
開会式	午前9時00分～	
監督会議	開会式終了後に実施予定	
競技開始	男子駅伝	午前10時00分
	女子駅伝	午前11時00分
	男子友好レース	午前11時55分
	女子友好レース	午後0時10分
閉会式	午後0時55分	

8 会場・コース

那須野が原公園 特設コース

【駅伝の部】男女とも6区間 8.725km (1区:1.7km、2～6区:1.405km)

【友好レース】男女とも1.375km

9 参加資格

小学校及び義務教育学校前期課程に在籍する４～６年生で編成されたチームであること。
一つの団体及び学校から何チームでも参加することができる。

10 競技部門

本大会においては、以下の競技を実施する。

- (1) 男子駅伝の部 (2) 女子駅伝の部
(3) 男子友好レース (4) 女子友好レース

なお友好レースは、男女いずれの駅伝種目にも出走していない補欠競技者を対象として実施する。

11 チーム編成

- (1) 1チームの編成は、監督1名、正競技者6名、補欠競技者3名までにより編成する。
- (2) 単一の団体又は学校から複数のチームが出場するチーム間で補欠競技者の共有をすることができる。

12 参加料

3, 000円/チーム (男女1チームずつ出場する場合6, 000円となる)

大会期日前に参加料納付書を送付するので、令和8年11月27日（金）までに金融機関の窓口で納入すること。

納付期日までに参加料の支払いが困難な場合、大会事務局に連絡すること。

なお大会中止の場合、参加料は返金しない。

1.3 表彰

表彰は、以下のとおり行う。

- (1) 男女とも総合成績上位3位に賞状と賞品を授与する。
- (2) 区間賞は、賞状及び賞品を授与する。

1.4 申込方法

参加申込は、申込書に必要事項を記入し、令和8年10月28日（水）正午までにメールにて以下の宛先に提出すること。

メールによる申し込みが困難な場合、大会事務局に連絡すること。

【送付先】 那須塩原市教育委員会 スポーツ振興課 県学童駅伝担当
sports-shinkou@city.nasushiobara.tochigi.jp

1.5 競技者の区間登録・当日変更について

- (1) 競技者の区間登録は、令和8年11月25日(水) 正午までとし、大会事務局に所定の様式を提出することにより行う。また、この区間登録をもって確定した区間オーダーの提出とし、原則としてこれ以降の変更は認めない。
- (2) 事務局における選手登録の効率化のため、確定した区間オーダーは大会事務局にメー

ルで送信すること。

- (3) 区間登録の締切後、当日変更を認めるのは、区間登録されている競技者にケガや病気等のやむを得ない事情があった場合に限り当日の区間変更を認める。この場合、大会プログラムには反映されない。
- (4) 大会当日の区間変更を行う場合は、当日午前9時までに受付時に所定の様式を提出すること。
- (5) 大会当日の区間変更を行う場合は、補欠競技者から行うこと。区間登録されている競技者同士を入れ替えることはできない。

1 6 監督会議

監督会議は、開会式後に大会本部（TIC）前において行い、競技規則や当日の選手変更等について確認を行う。各チームの監督（代理の者でも可）は、必ず監督会議に出席すること。

1 7 保険について

大会主催者において傷害保険に加入する。

1 8 救護及び応急処置について

- (1) 救護所は中継所脇に設け、那須塩原市保健師による救護体制を整備する。
- (2) 主催者では、大会期間中の突発的な傷病に対する応急処置は実施するが、それ以降は各自の責任において医療機関の受診等の必要な措置をとること。

1 9 会場使用について

- (1) 試走を行う場合、必ず団体の代表者が公園管理事務所で駅伝試走受付を行ってから実施すること。受付の開始時間は8時40分とする。
- (2) 試走できる期間は、令和8年10月4日（日）から11月27日（金）までとする。
ただし、10月24日（土）は第75回那須地区駅伝競走大会が、11月7日（土）には第78回栃木県中学校駅伝競走大会が、11月14日（土）には第22回那須塩原市小学校対抗駅伝競走大会が、それぞれ実施されるため、この日における試走は行わないこと。
- (3) 那須野が原公園の利用時間は午前8時30分～午後5時30分までである。利用時間は厳守すること。
- (4) 試走を行う場合は午前9時～午後5時までの時間帯で実施し、これ以外の時間帯では行わないこと。
- (5) 公園は一般利用者が優先となる。試走を行う場合は縦1列に並んで行うなどし、一般利用者の妨げとならないよう注意しながら行うこと。
- (6) 試走時に路上に距離表示を施す場合、テープやカラーコーン等により行うこと。チョークや石灰など、路上に痕跡が残る方法によるマーキングは禁止する。
また、練習に用いたテープやカラーコーンは必ず回収すること。
- (7) 一般利用者や公園管理事務所に迷惑をかけないように注意し、万一、事故やトラブルが起きた場合には、引率者が責任を持って対応すること。

20 大会全般の注意事項

【競技に関する事項について】

- (1) 競技実施中は、安全確保のためにコース内への競技者、競技役員、許可されたチーム関係者、大会事務局が認めた者以外の立入りを禁止する。立入りを許可された者であっても、コース上の安全には十分注意すること。
- (2) 中継所は、競技の円滑な進行と安全確保のため、競技者、競技役員、記録計測業者、許可されたチーム関係者、大会事務局の許可を受けたものの以外の立入りを禁止する。
- (3) 中継所脇にコーチングエリアを設けるので、各チームの監督等による選手への指示等は、そこから行うこと。
- (4) 競技者のウォーミングアップ等は、安全に注意した上でコース外の場所で行うこと。
- (5) 応援はコース外から行うこと。この際、持っている幟や旗等が、走行中の競技者や周囲の観客等に当たって危険を及ぼすことのないよう十分注意すること。また、大きな音の出る器具等を用いた応援は禁止する。
- (6) 会場となる那須野が原公園は大会期間中でも多くの一般利用者が利用している。危険防止のため伴走しての応援等は禁止する。

【公園利用に関する事項について】

- (7) 公園内は火気厳禁である。火災その他危険防止のため火気の使用は禁止する。
- (8) 喫煙する場合は、公園内の所定の喫煙所を利用すること。喫煙所以外での喫煙を禁止する。
- (9) ゴミは各自で持ち帰ること。ゴミの散乱、投げ込み等があった場合、次年度以降開催できなくなるおそれがあるため、厳守すること。
- (10) 大会当日の駐車場は、正面駐車場又は東駐車場を利用すること。南駐車場の利用は禁止する。また、公園内道路や周辺道路に路上駐車等を行わないこと。
- (11) 大会参加者の荷物は、各チームで責任をもって管理すること。盗難や紛失があった場合、大会主催者では責任を負わない。

【その他の事項について】

- (12) 大会開催の有無や大会成績など、本大会に関する一切の問合せ等は那須塩原市教育委員会事務局スポーツ振興課に行うものとし、那須野が原公園管理事務所には問い合わせないこと。

<問合せ先>

那須塩原市教育委員会事務局 スポーツ振興課 県学童駅伝担当

TEL 0287-37-5439

Mail sports-shinkou@city.nasushiobara.tochigi.jp

21 個人情報の取り扱い及び肖像権について

- (1) 大会主催者で収集した個人情報は、大会開催に必要な範囲において利用する。情報の取り扱いは厳重に行い、提供者の同意なく第三者への開示は行わない。
- (2) 大会主催者で大会の状況を写真撮影する場合がある。撮影した写真は市の広報媒体（市

ホームページや広報誌等）に掲載される場合がある。

大会規定

- (1) 本大会は、2026年度（公財）日本陸上競技連盟競技規則、同駅伝競走規準及びこの大会規定により行う。
- (2) 競技者のユニフォームはデザインや形状が統一されていなくてもよいが、主催者が用意するアスリートビブスを着用して競技を行うこと。
- (3) 本大会においては、日本陸上競技連盟が定める「競技用靴に関する規定」は適用しない。
- (4) たすきは主催者が用意する。
- (5) 繰り上げスタートは原則として行わない。ただし、審判長が繰り上げスタートの必要性を認めた場合はこの限りでない。
- (6) 競技者が競技を続行できなくなった場合、棄権した当該区間の成績とチーム成績は参考記録として扱う。棄権した区間以外の区間記録については、公式記録として扱う。
- (7) 棄権があった場合、次の区間の競技者の出発は中継所審判員の合図によって行う。
- (8) 公園内の危険防止のため伴走しての応援は禁止する。

男子の部（６区間・８．７２５km）

区間	コース	距離	招集開始	招集完了	通過時刻
１区	噴水広場スタート～はらっぱ脇～東駐車場前左折～風車裏～水車小屋～せせらぎ広場脇～左折～フィールド・アスレチック前中継所	1.7 km	９：４０	９：５０	１０：００
２区	フィールド・アスレチック前中継所～わんぱく広場前～風車裏～水車小屋～せせらぎ広場脇～左折～フィールド・アスレチック前中継所	1.405 km	９：４５	９：５５	１０：０５
３区	フィールド・アスレチック前中継所～わんぱく広場前～風車裏～水車小屋～せせらぎ広場脇～左折～フィールド・アスレチック前中継所	1.405 km	９：４９	９：５９	１０：０９
４区	フィールド・アスレチック前中継所～わんぱく広場前～風車裏～水車小屋～せせらぎ広場脇～左折～フィールド・アスレチック前中継所	1.405 km	９：５３	１０：０３	１０：１３
５区	フィールド・アスレチック前中継所～わんぱく広場前～風車裏～水車小屋～せせらぎ広場脇～左折～フィールド・アスレチック前中継所	1.405 km	９：５７	１０：０７	１０：１７
６区	フィールド・アスレチック前中継所～わんぱく広場前～風車裏～水車小屋～せせらぎ広場脇～左折～フィールド・アスレチック前中継所	1.405 km	１０：０１	１０：１１	１０：２１

女子の部（６区間・８．７２５km）

区間	コース	距離	招集開始	招集完了	通過時刻
１区	噴水広場スタート～はらっぱ脇～東駐車場前左折～風車裏～水車小屋～せせらぎ広場脇～左折～フィールド・アスレチック前中継所	1.7 km	１０：４０	１０：５０	１１：００
２区	フィールド・アスレチック前中継所～わんぱく広場前～風車裏～水車小屋～せせらぎ広場脇～左折～フィールド・アスレチック前中継所	1.405 km	１０：４５	１０：５５	１１：０５
３区	フィールド・アスレチック前中継所～わんぱく広場前～風車裏～水車小屋～せせらぎ広場脇～左折～フィールド・アスレチック前中継所	1.405 km	１０：４９	１０：５９	１１：０９
４区	フィールド・アスレチック前中継所～わんぱく広場前～風車裏～水車小屋～せせらぎ広場脇～左折～フィールド・アスレチック前中継所	1.405 km	１０：５３	１１：０３	１１：１３
５区	フィールド・アスレチック前中継所～わんぱく広場前～風車裏～水車小屋～せせらぎ広場脇～左折～フィールド・アスレチック前中継所	1.405 km	１０：５７	１１：０７	１１：１７
６区	フィールド・アスレチック前中継所～わんぱく広場前～風車裏～水車小屋～せせらぎ広場脇～左折～フィールド・アスレチック前中継所	1.405 km	１１：０１	１１：１１	１１：２１

友好レースの実施について

1 対象選手について

- (1) 友好レースの出場対象者は、駅伝の部で出走しなかった補欠競技者とする。
- (2) 当日競技者変更により、駅伝の部の区間登録を外れた競技者が友好レースに出走することはできない。

2 コースについて

男女とも1. 375km

中継線から30m前方にスタート地点を設け、フィニッシュ地点は中継線とする。

3 友好レースに関する競技日程

	招集開始	招集完了	競技開始
男子友好レース	11:30	11:40	11:55
女子友好レース	11:45	11:55	12:10

4 注意事項

- (1) 記録の計測にはトランスポンダー（ICタグ）を用いる。友好レース用アスリートビブスに付いているトランスポンダーを競技前に外さないこと。
- (2) トランスポンダーは記録計測業者からレンタルしているものである。紛失、破損の場合実費を請求するので、取り扱いには注意すること。
- (3) 招集完了時刻に遅れた場合は棄権とみなす。遅れることのないように時間に余裕を持って行動すること。

5 その他

表彰は行わず、記録証を発行する。

閉会式後、友好レースの記録証を各チームの代表者に渡すので、本部にて受領すること。

安心・安全な大会運営のために

（２０２３年１１月１０日、日本陸上競技連盟通知「駅伝競走・マラソンにおける競技規則（助力）の周知徹底に関するお願い」より）

本大会では、競技者の健康に配慮し、安心・安全な大会運営を行うために以下の競技規則に沿っての大会運営を行います。

○競技規則 第７部 道路競走：TR55 道路競走 55.7 安全〔国内〕※一部割愛

- （１）走路上の審判員は常に競技者の状態をチェックする。競技者が転倒や意識混濁、疾病等により走行困難となって歩行、立ち止まり、横臥等の行動に移った場合、審判員や大会医療スタッフは直ちに声掛けを行ない、健康状態の確認を行う。この声掛けは助力とは見なさない。
- （２）競技者が転倒や意識混濁、疾病等により走行困難となって歩行、立ち止まり、横臥等の行動に移った場合、審判員や大会医療スタッフは必要に応じて介護を行う。このために一時的に競技者の身体に触れることは、助力とは見なさない。
- （３）上記（１）、（２）の事象が生じたときは、当該および周囲の審判員または大会医療スタッフは直ちに大会本部へ連絡を行い、審判長または医師の判断による指示に従って当該競技者に対応する。
- （４）審判長または医師から中止を命じられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。

○駅伝競走規準 第３条 競技会役員の任務 ３．審判長（ｂ）

- ・ 競技続行不可能と判断された競技者を中止させる権限を有する。
- ・ 審判長の権限を技術総務、競走審判員、監察員等に委任しておく必要がある。

競技者の健康上の安全を最優先とし、競技者が走行不能な状態に陥った場合、審判長又は審判長から権限を委譲された競技役員が、競技者本人がなおも競技を続行する意思を持っていたとしても、競技を中止させる場合がありますので、その場合は現場の競技役員の指示に従ってください。

また、観戦している箇所の近くにおいて、競技者に異変があった場合、近くの審判員や大会本部へお知らせください。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

詳細については、以下のQRコードからご確認ください（日本陸上競技連盟ホームページ）。



日本陸上競技連盟 HP